

## 大阪刑務所の受刑者の熱中症死亡事件に関する会長声明

本年8月23日大阪刑務所において、30代の男性受刑者が熱中症により死亡するという事態が発生した。同月15日には、川越少年刑務所熊谷拘置支所で服役中の71才の受刑者も熱中症で死亡している。

大阪刑務所の受刑者は、8月19日に41.7度まで発熱し、熱中症の疑いと診断され、独居房から病棟に收容されていたが、23日にベッドで意識を失っているのを発見され外部の病院に搬送されたが、死亡したという。大阪刑務所の受刑者が死亡に至った事実に照らせば直ちに外部の病院に搬送され、適切な手当および血圧や尿量等の管理を受けるべき重度の熱中症であった可能性が高く、19日以降の刑務所の病棟における処置が十分なものであったかどうか疑問なしとしない。

そもそも刑務所の收容棟の多くには冷房設備がなく、暑い夏場には、熱中症の発生しやすい環境にある。また、受刑者の行動の自由が大幅に制限されているため、個人の判断で、暑さを避ける場所への移動、服装の調整、体調不良時の作業等の中止や休息の取得など熱中症予防のために必要な行為をとることが困難である。今夏は、とりわけ気温が高い日が続き、熱中症による死亡事例も相次いでいたので、刑務所としては、受刑者の健康管理に十分に留意すべきであった。

自由を拘束された受刑者が刑務所施設内で熱中症により死亡するというような前近代的な事件が発生することは到底許されるべきでない。熱中症の発生が避けられない状態において受刑者を拘束することは、自由権規約が禁止する非人道的取り扱いにも該当しかねない。

ヒートアイランド現象や地球温暖化の中で、今後とも気温の高い夏が続くことが予想されるが、矯正当局は二度とこのような事件を発生させてはならず、そのため最大限の努力をなすべきである。そのためには、体調不良や作業中の水分摂取を申し出しやすい環境の整備、猛暑時の作業の中止、救護体制の整備などを行うべきである。これらの運用により、熱中症の防止を完全に図ることができない場合には、空調施設の改善なども含め、緊急の対策をとるべきである。

当会は、矯正当局に対し、今回の大阪刑務所における死亡事件の原因を至急調査し、その調査結果を再発防止に生かすよう求めるものである。

2007年(平成19年)9月11日

大阪弁護士会  
会長 山田 庸 男